

### 3. 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(抜 粋)

平成 15 年 6 月 27 日

#### 第 2 部、構造改革への具体的な取組

第 1 部の 3 つの宣言を実現するため、以下の 7 つの分野で構造改革に取り組む。

##### 1. 規制改革・構造改革特区

——医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。また、事前規制の緩和、撤廃に併せて、事後チェック体制の充実を図る。

##### 【改革のポイント】

- (1) 医療・福祉・教育・農業など、官の関与の強いサービス分野の民間開放を促進することにより、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とするとともに、新規需要と雇用の創出を加速化する。
- (2) 地方や民間から定期的に全国規模の要望及び構造改革特区の提案を受け付け、これらの項目については、「全国」あるいは「構造改革特区」で規制改革を強力に推進するとともに、構造改革特区においては、規制の特例措置の効果等を評価し、特段の問題のないものは速やかに全国規模の規制改革につなげる。

##### 【具体的手段】

(1) 「規制改革推進のためのアクションプラン」(平成 15 年 2 月 17 日総合規制改革会議。以下「アクションプラン」) の 12 の重点検討事項については、次のとおり改革を進める。

##### ③ 医薬品販売体制の拡充

医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成 15 年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。

## 4. 「規制改革推進のためのアクションプラン」

### 12の重点検討事項」に関する答申（抜 粋）

－消費者・利用者本意の社会を目指して－

平成 15 年 7 月 15 日

総合規制改革会議

#### 4 医薬品の一般小売店における販売

【「基本方針 2003」における決定事項】－第 2 部 1. 具体的手段 (1) ③－

〈医薬品販売体制の拡充〉

医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成 15 年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。

【総合規制改革会議としての現状認識及び今後の課題】

以下の理由などから、人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品群については、少なくとも特例販売業（注 1）や配置販売業（注 2）と同様に、薬局・薬店以外のコンビニエンスストア、チェーンストアなどの一般小売店においても早急に販売できるようにすべきである。

（注 1）薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 35 条に基づき、薬剤師が不在であっても、都道府県知事の許可を受けて、指定された一定の範囲の医薬品の販売が認められている販売業。

（注 2）各家庭に医薬品を置いておき、それが使用された段階で代金請求権が発生する形態の販売業であって、薬事法第 30 条に基づき、都道府県知事の許可を受けて、薬剤師でなくとも、「大学等で薬学の課程を修了した者」、「高校等で薬学の課程を修了した後、3 年以上配置販売の実務に従事した者」、「5 年以上配置販売の実務に従事した者」であって、知事が適当と判断した者」など、一定の知識経験を有した者であれば、一定の範囲の医薬品の販売が認められている販売業。

① 深夜のコンビニエンスストアで取り扱って欲しい商品・サービスの中で、「医薬品」が第一位を占めるなど、国民のニーズが極めて高く、その販売を可能とすれば、消費者利便が大幅に向上すること（平成 14

年度の社団法人日本フランチャイズチェーン協会の調査によれば、大都市居住者の70.1%が要望。)

- ② 全国において、特例販売業（一般消費者を対象とするもの）は、薬剤師の配置が義務付けられている薬店（12,794店）の3分の1以上に当たる4,751店も存在（配置販売業も11,628も存在）するにもかかわらず、これらについて、薬剤師が配置されていないことに直接起因する過量使用や副作用による事故は、一切報告されていないこと
- ③ 薬店（ドラッグストアを含む。）等において、対面で服薬指導をしている実態は乏しい上、そもそも薬局・薬店において、薬剤師が不在であることも多い（平成13年度の厚生省の立入り検査の結果報告書によれば、検査対象の薬局の2.6%、薬店の22.6%で薬剤師が不在。）にもかかわらず、上記②と同様、これらについて、薬剤師が配置されていないことに直接起因する過量使用や副作用による事故は、報告されていないこと
- ④ 医薬部外品については、医薬品や一般商品との関係で、そもそもその定義が不明確であるが、医薬品を一般小売店で販売可能とするため、仮に医薬部外品に移行するとした場合、前例となる前回の措置（平成9年から平成11年）の際の状況に鑑み、以下の理由から、十分な経済活性化に繋がらないと考えられること
  - (i) 極めて小規模な移行にとどまってしまう、経済効果が小さいこと（医薬品は約17,000品目存在するが、このうち平成11年3月に医薬部外品への移行の対象となった15の製品群は約700品目。実際に医薬品からそのまま医薬部外品に移行したものの、新基準に合致するよう承認事項の一部を変更し医薬部外品に移行したものは、約290品目であった。）
  - (ii) 規制緩和の決定から販売が解禁されるまでに相当な時間を要し、タイムリーな経済の活性化に繋がらないこと（今回は、平成9年3月28日の「規制緩和推進計画」の決定から、中央薬事審議会医薬品販売規制特別部会報告（平成10年3月12日了承）、政省令・告示の改正（平成11年3月上旬）を経て、実際にこれらが施行された（販売が解禁になった）のは、平成11年3月31日と、丸2年を要した。）
  - (iii) 医薬部外品は医薬品でないため、薬効成分を除いたものとして製造・販売されるものも多く、消費者の望む薬効ニーズに真に応えることに繋がっていないこと

## 【参 考】

### 1 平成 13 年度末の全国の店舗数

・薬局	(調剤可能、薬剤師必要)	48,252
・一般販売業 (「薬店」)	(調剤不可能、薬剤師必要)	12,794
・特例販売業	(薬剤師不要)	9,947
このうち、薬局・薬店が周辺にない地域の店舗		4,751
・配置販売業	(薬剤師不要)	11,628

### 2 薬事法の関連規定

#### ・第 2 条 (定義)

第 1 項 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、器具器械 (歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。) でないもの (医薬部外品を除く。)
- 三 人又は動物の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、器具器械でないもの (医薬部外品及び化粧品を除く。)

第 2 項 この法律で「医薬部外品」とは、次の各号に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であって器具器械でないもの及びこれらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、前項第 2 号又は第 3 号に規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。

- 一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
- 二 あせも、ただれ等の防止
- 三 脱毛の防止、育毛又は徐毛
- 四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

#### ・第 24 条 (医薬品の販売業の許可)

第 1 項 薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列 (配置することを含む。以下同じ。) してはならな

い。ただし（以下略）

・第 25 条（医薬品の販売業の許可の種類）

医薬品の販売業の許可を分けて、次のとおりとする。

- 一 一般販売業の許可
- 二 薬種商販売業の許可
- 三 配置販売業の許可
- 四 特例販売業の許可

・第 26 条（一般販売業の許可）

第 1 項 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（中略）が与える。

・第 30 条（配置販売業の許可）

第 1 項 配置販売業の許可は、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県ごとに、その都道府県知事が、厚生労働省の定める基準に従い品目を指定して与える。

・第 35 条（特例販売業の許可）

特例販売業の許可は、当該地域における薬局及び医薬品販売業の普及が十分でない場合その他特に必要がある場合には、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事（中略）が、品目を指定して与える。

## 5. 「12の重点検討事項」に関する論点整理等（抜 粋）

平成 15 年 7 月 15 日

総合規制改革会議

アクションプラン実効ワーキンググループ

### 4. 医薬品の一般小売店における販売

#### 【当会議の考え方】

- ◇ 少なくとも「特例販売業」等が取り扱うことが可能な、人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品群などについては、コンビニエンスストアなど一般小売店においても、早急に販売可能とすべき。〔全国規模〕

【論点・発言の要旨】 ●：厚生労働省 ○：等会議

#### 1. 薬剤師が不在でも医薬品が販売可能な店舗（配置販売業や特例販売業などの特例配置）と同様の要件・規制の下で、一般小売店（コンビニなど）でも販売可能とすべき

- こうした特例配置については、我が国に「薬剤師制度が導入される以前から日本にあった歴史的な販売形態」であり、導入の際にこれらを直ちに全部否定することができなかつたので、あくまで例外的に認めているもの。
- これらの特例措置を認めていることが既得権保護のためではなく、国民の健康を保全するための一定の政策判断に基づくものであれば、同様の要件・規制をコンビニ等にも課すことにより、販売できるようにしてよいのではないか。
- また、富山の薬売り（配置販売業）については、高校等で薬学の課程を修了した後 3 年の配置販売業の実務に従事していれば、誰でも薬を売ることができる。また、5 年の配置販売業の実務経験があれば、学歴に関係なく、誰でも薬を売ることができる。それと同じ経験があっても一般小売店で売らせない理由は「既得権益」のみ。また、富山の薬売りから薬を買う人の副作用はあってもよいが、一般店から買う人の副作用だけは薬剤師によって防止しなければならないとする論拠はない（購入者の生理的特質に

差異はない)。

2. 厚生労働省は、医薬品販売規制のない米国における弊害の実態について調査もせず把握もせず、日本で薬剤師を配置せずに販売をすることの弊害を主張

● 米国での弊害について正確には捉らえていない。米国政府に聞かないと詳しい情報は分からない。

○ こうした医薬品販売の規制について、それが緩和された場合の弊害の重大性をそれだけ主張するのであれば、当該規制がなく、一般に薬剤師も不在のまま、説明も無く医薬品が販売されたことに起因する具体的な弊害や被害の実態について、早急に調査すべきではないか。

3. 厚生労働省は、薬剤師が不在の際に販売された薬について、副作用などの弊害があったか否かの調査もせず実態把握もしていないまま、薬剤師配置の義務付けを主張

● 弊害については、調査はしていない。

○ 現実に医薬品を購入するに当たって説明を受けることはほとんどないというのがむしろ国民の常識。薬剤師もおらず、説明を受けずに購入した薬により、どのような弊害がどれだけあったのか、早急に実態を調査すべきではないか。こうした調査もせず、薬剤師を置くことが副作用を防ぐための重要な政策手法だということを、どうして断言できるのか。

## 6. 「規制改革のためのアクションプラン・12の重点検討事項に関する答申」関係資料（抜 粋）

### 目 次

3. 医薬品の一般小売店における販売	
○ 医薬品の販売規制について . . . . .	71
○ 薬事関係業態数調 . . . . .	72
○ 特例販売業者の取扱い品目範囲 . . . . .	73
○ 薬局等における薬剤師等の不在率 . . . . .	77



○ 医薬品の販売規制について

(厚生労働省資料に基づき作成)

1. 医薬品の販売業の許可

薬局開設者又は医薬品の販売業者の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売、授与等してはならない。

医薬品の販売業の許可は、1 一般販売業の許可、2 薬種商販売業の許可、3 配置販売業の許可、4 特例販売業の許可の4種に分けられている。

医薬品の販売業の許可は、配置販売業以外の販売業については、その店舗の所在地の都道府県知事（卸売一般販売業以外の一般販売業に当たっては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）が店舗ごとに、配置販売業については、配置しようとする区域ごとに、その区域を含む都道府県知事が与える。

それぞれの許可ごとの業務の内容、扱える医薬品の範囲、薬剤師の配置の要否及び業態数は次のとおり。

なお、医薬部外品については、それが不良品の販売、授与等である場合を除き、販売に関する規制はなく、コンビニエンス・ストア等の一般小売店でも販売可能である。

2. 医薬品の販売業の業態数等

種類	業務の内容	調剤の可否	販売の対象となる医薬品の範囲	薬剤師の配置の要否	業態数 (平成13年度末)
薬局	店舗販売及び調剤	可	全ての医薬品	要	48,252
一般販売業	店舗販売	不可	全ての医薬品	要	12,794
薬種商販売業	店舗販売	不可	指定医薬品※1 以外の医薬品	不要	15,293
配置販売業	配置販売	不可	一定の品目※2	不要	11,628
特例販売業	過疎地や離島等での店舗販売	不可	限定的な品目 ※3	不要	9,947

※1 薬事法施行規則(昭和36年2月1日厚生省令第1号)別表第1の5に掲げる医薬品

※2 配置販売業品目指定基準(昭和36年2月1日厚生省告示第16号)に従い、都道府県知事が指定した品目

※3 都道府県知事が指定した品目

○ 薬事関係業態数調(平成13年度末現在)

(出典:厚生労働省、平成13年度衛生行政報告例)

	医薬品												
	総合計	総数	製造業			輸入販売業	薬局	一般販売業			薬種商販売業	特例販売業	配置販売業
			小計	専業	薬局			小計	一般販売業	卸売一般販売業			
1 北海道	6,042	6,042	481	45	436	2	1,983	917	351	566	999	1,225	435
2 青森	1,378	1,378	76	11	65	1	511	178	58	120	409	133	70
3 岩手	1,427	1,427	88	15	73	2	510	222	89	133	256	125	224
4 宮城	2,358	2,358	152	20	132	1	1,002	527	249	278	158	250	268
5 秋田	1,320	1,320	72	13	59	1	448	160	57	103	232	191	216
6 山形	1,345	1,345	83	18	65	3	425	189	98	91	169	238	238
7 福島	1,958	1,958	229	43	186	9	743	294	141	153	284	294	105
8 茨城	2,933	2,933	386	64	322	17	1,031	503	319	184	277	348	371
9 栃木	1,721	1,721	239	43	196	5	670	283	166	117	164	77	283
10 群馬	1,760	1,760	192	42	150	7	647	377	251	126	242	207	88
11 埼玉	4,896	4,896	477	96	381	22	2,026	1,423	958	465	271	182	495
12 千葉	4,146	4,146	450	69	381	19	1,958	934	634	300	208	131	446
13 東京	12,567	12,567	1,214	147	1,067	224	5,474	3,892	2,182	1,710	759	436	568
14 神奈川	6,184	6,184	751	97	654	19	3,091	1,471	1,034	437	276	186	390
15 新潟	2,488	2,488	222	41	181	2	878	348	179	169	354	233	451
16 富山	1,572	1,572	197	119	78	19	313	371	153	218	175	112	385
17 石川	1,339	1,339	143	11	132	0	318	273	137	136	164	183	258
18 福井	712	712	113	15	98	2	228	139	70	69	128	69	33
19 山梨	852	852	94	11	83	0	339	125	76	49	180	74	40
20 長野	2,831	2,831	405	35	370	11	808	349	188	161	288	608	362
21 岐阜	2,752	2,752	490	51	439	8	879	304	152	152	281	426	364
22 静岡	3,667	3,667	414	85	329	20	1,532	635	373	262	450	240	376
23 愛知	6,824	6,824	1,495	114	1,381	33	2,674	1,237	595	642	601	332	452
24 三重	2,203	2,203	335	48	287	7	677	261	130	131	372	228	323
25 滋賀	1,354	1,354	183	54	129	9	401	228	120	108	170	114	249
26 京都	2,400	2,400	345	49	296	8	810	452	251	201	340	144	301
27 大阪	9,336	9,336	1,862	241	1,621	123	3,147	2,193	1,036	1,157	1,128	347	536
28 兵庫	4,879	4,879	698	124	574	25	2,134	923	584	339	490	176	433
29 奈良	1,700	1,700	256	82	174	8	451	266	139	127	387	105	227
30 和歌山	1,428	1,428	258	31	227	7	434	215	119	96	234	77	203
31 鳥取	678	678	62	5	57	0	248	84	31	53	150	56	78
32 島根	764	764	31	5	26	0	230	85	35	50	194	92	132
33 岡山	2,006	2,006	167	40	127	3	710	307	156	151	375	234	210
34 広島	3,135	3,135	240	40	200	5	1,503	576	283	293	301	247	263
35 山口	1,781	1,781	242	34	208	8	776	246	130	116	264	171	74
36 徳島	997	997	128	38	90	7	382	179	89	90	115	85	101
37 香川	1,180	1,180	183	27	156	1	455	230	106	124	141	83	87
38 愛媛	1,253	1,253	123	14	109	1	520	185	80	105	175	128	121
39 高知	995	995	120	11	109	0	372	131	73	58	88	170	114
40 福岡	5,279	5,279	619	59	560	5	2,441	918	350	568	907	266	123
41 佐賀	1,162	1,162	127	19	108	3	499	146	60	86	175	44	168
42 長崎	1,728	1,728	184	17	167	0	676	201	73	128	273	188	206
43 熊本	2,039	2,039	312	33	279	5	664	245	99	146	458	124	231
44 大分	1,437	1,437	141	18	123	2	520	148	52	96	341	122	163
45 宮崎	1,157	1,157	82	11	71	2	442	160	53	107	330	75	66
46 鹿児島	1,919	1,919	176	21	155	1	705	220	73	147	428	156	233
47 沖縄	1,279	1,279	50	2	48	1	567	246	162	84	132	215	68
合計	125,161	125,161	15,387	2,228	13,159	658	48,252	23,996	12,794	11,202	15,293	9,947	11,628

○ 特例販売業者の取扱い品目範囲

(昭和36年2月8日：厚生省薬務局長通知薬発第44号 別表第3)

\*後に、別通知にて、歯科用剤を中心に一部追加がなされている。

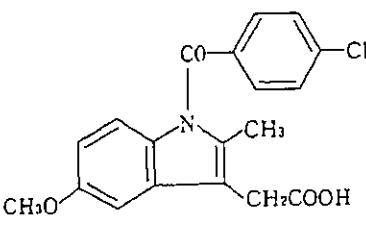
緩和な内用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
胃腸剤	アミノ安息香酸エチル、オウバウエキス、グアヤコール、クレオソート、ケイ酸アルミニウム、ゲンチアナ、酵母、重碳酸ナトリウム、センブリ、ホミカエキス、ロートエキス	太田胃散、中山胃腸薬、百草、わかもと	胃カタル、胃酸過多、胃痛、下痢、しぶり腹、食あたり、食欲不振、消化不良、食物中毒、便通不通、腸カタル、はきくだし、腹痛、二日酔い、胸やけ
下剤	アロエ、酸化マグネシウム、ピサチン、ヒマシ油、フェノバリン、フェノールフタレイン、ヤラツバ、硫酸マグネシウム	ピサチン錠、ヒマシ油、フェノバリン錠	しぶり腹、常習性便秘、食あたり、のぼせ引き、便秘
鎮静うん剤	ジフェンヒドラミン、ジメンヒドリナート、ダイフィリン	トラベルミン錠、ドラミン、トリブラ	乗物酔い、はきけ、めまい
鎮咬去きよ痰剤	エフエドリン、オンジ、キキヨウ、セネガ、トコン、リン酸ヒドロコチン、マオウ	浅田錠、チミツシン	感冒、気管支カタル、去きよたん、ぜんそく
解熱、鎮痛、鎮静剤	アセチルサリチル酸、アセトアニリド、アンチピリン、カフェイン、スルピリン、ピラピタール、フェナセチン、プロムワレリル尿素、ミグレニン	かぜ熱トンプク、ケロリン、ノーシン、ベンザ、ルル	四季感冒、歯痛、神経痛、解熱、鎮痛、頭痛、鼻かぜ、鼻カタル、リウマチ
利尿剤	オケラ、カフェイン、キササゲ、ジウレチン、テオフィリン、テオフィロール	ウレカルチン錠、テフロニン錠、テブロミン	水腫しゆ、腎臓炎、むくみ、利尿
駆虫剤	カイニン酸、サクロ皮、サトニン、チモール、ピペラジン、ヘノボジ油、マクリ	海人草、セメン散、マクニン錠	回虫、ぎょう虫、十二指腸虫、じょう虫等の駆除
栄養強壯剤	アルコール、蛋白アミノ酸類、ニンジン、キナ、ビタミン類	養命酒	栄養補給、強壯
婦人薬	センキユウ、トウキ	神仙薬、実母散、中将湯	おりもの、逆上、めまい、月経不順、白帯下、頭痛、冷え症、貧血、便秘
疳かん薬小児薬	ゴオウ、ジャコウ、センソ	奇応丸、救命丸、六神丸	気付け、下痢、消化不良、小児虫気、ひきつけ、夜なき、緑便

緩和な外用剤

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
鎮痛、鎮痒(よう)、消炎剤	亜鉛華、硫酸、イクタモール、サリチル酸メチル	イクタモール軟膏(こう)、サロメチル、サロンパス、三共ハツブ、ゼノールトクホン、六一〇ハツブ	打ち身、肩こり、かゆみ止め、関節炎、すり傷、歯痛、神経痛、凍傷、ねんざ
外傷剤	カンフル、ハツカ腦、ホウ酸、マーキユロクロム、ヨウ素	オゾ、マーキユロ、メンソレータム、ヨーチン	あかぎれ、いたみ止め、やけど、外傷、かゆみ止め、切り傷、くつずれ、すり傷、消毒、ただれ、凍傷

薬効別分類	主薬の例示	市販品の例示	薬効の例示
殺菌剤	アクリノール、アルコール、オキシドール	アルコール類、オキシフル、リパノール	殺菌、消毒
硬膏こう剤	鉛丹、シヨウシ(松脂)	あかぎれ膏こう、熊の目、	あかぎれ、あせも、魚の目、やけど、化のう症、かぶれ、かゆみ止め、靴ずれ、しもやけ、せつ、凍傷、ちよう、にきび、ねぶと、ひび、虫さされ、めんちよう、よう
アレルギー性疾患剤	クロルフェニラミンマレアト、ジフェンヒドラミン	レスタミン軟膏	アレルギー性皮膚炎、かぶれ、じんましん、発疹しん、虫さされ
水虫薬	ウンデシレン酸、サリチル酸、チメロサル	田虫チンキ	いんきん、しらくも、たむし、はたけ、水虫
口内塗布剤	ヨウ化カリウム、ヨウ素	ルゴール液	口内炎、舌炎
点眼剤	ホウ酸、硫酸亜鉛	大学目薬、ロート目薬	打ち目、角膜炎、結膜炎、ただれ目、つかれ目、つき目、トラホーム、なみだ目、はやり目、ほし目、ものもらい、やこ目、雪目
点耳鼻剤	ジフェンヒドラミン、ナフアゾリン、ハツカ腦、フェニレフィリン	ミナト鼻液	外耳炎、蓄のう症、鼻かぜ、鼻カタル、鼻充血
吸入含嗽そう剤	塩素酸カリウム、重炭酸ナトリウム	ウガイグスリ	いんこうカタル、うがい、気管支カタル、口内炎、口内消毒、舌炎
吸出膏	サリチル酸、硫酸銅	たこの吸出し、ピツク	吸出し
痔剤	アミノ安息香酸エチル、ロートエキス	小松痔じ退膏こう	痔じ、痒痔じ
浣かん腸剤	グリセリン	アイデアル浣かん腸イチジク浣かん腸グリセリン浣かん腸	便秘
避妊薬	醋酸フェニル水銀、硫酸オキシキノリン	サンブーン、サンシーゼリー	避妊
婦人薬	イクタモール、タンニン酸、ロートエキス	意の玉	こしけ
脱脂綿類		ガーゼ、脱脂綿、ばん創膏こう	
歯科用剤		亜ヒ酸バスタオキシバラ、クロム酸、サンダラック、歯科用塩酸プロカイン、T字油、パラホルムアルデヒド、パラホルムセメント、ペニシリン歯科用円錐すい、ヨードグリセリン	仮封、根管充填てん、歯科局所消炎消毒、歯科局所麻酔、止血、歯髄失活、歯髄覆罩ふくどう口洗浄、そうげ質知覚過敏症
酸素、笑気その他気体液体の麻酔		酸素、笑気	
薬用化粧品	亜鉛華、安息香酸、硫黄、エストラジオール、塩化ベンゼトニウム、塩酸ジフェンヒドラミン、塩酸グリドキシソ、感光色素、クロロフィリン誘導体、サルチル酸、次硝酸ビスマス、蛋白分解酵素、ニトロフラゾン、白降汞、ビタミンA、ピチオノール、ヒノキチオール、ホウ酸	アネホルモンフラワー、黒竜、白精、パピリオホルモンクリーム	荒れ性、色黒、かぶれ、しみ、しもやけ、そばかす、たるみ、にきび、ひげそり後、皮膚栄養剤、皮膚炎、吹出物、日やけ止め
薬用石けん	ジフェンヒドラミン、チメロサル、パラクロルメククレゾール、ピチオノール、ヘキサクロロフェン	アルボース石けん、ミューズ石けん、レスタミン石けん	しつしん、そばかす、ただれ、にきび、皮脂漏、皮膚炎、日やけ、吹出物、ふけ
染毛剤	パラフェニレンジアミン	白髪染め	染毛
殺虫剤	毒素劇薬を除く殺虫剤であつて小売用に包装されたもの		蟻、家ダニ、蛆、蚊、南京虫、のみ、はえ、ほうふら

一般名	インドメタシン
構造式	
医療用製剤	イドメシンコーワゲル イドメシンコーワクリーム イドメシンコーワゾル 他 (1 g 中インドメタシン 10m g 含有) プロアリシンテープ (膏体 1 g 中インドメタシン 10m g 含有)
医療用承認年月日	イドメシンコーワゲル : 昭和 55 年 3 月 18 日 イドメシンコーワゾル : 昭和 58 年 5 月 2 日 イドメシンコーワクリーム : 昭和 61 年 10 月 3 日 プロアリシンテープ : 平成 8 年 3 月 15 日
医療用効能・効果	下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎 変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎（テニス肘等）、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛
医療用用法・用量	軟膏剤、液剤 : 症状により、適量を 1 日数回患部に塗擦する。 貼付剤 : 1 日 2 回患部に貼付する。
一般用製剤	バンテリンコーワ 1.0%ゲル、バンテリンコーワ 1.0%クリーム、 バンテリンコーワ 1.0%液、バンテリンコーワ 1.0%スプレー 他 (1 g 中インドメタシン 10m g 含有) バンテリンコーワ「ミニパット」 (膏体 1 g 中インドメタシン 10m g 含有)
一般用承認年月日	バンテリンコーワ 1.0%ゲル、バンテリンコーワ 1.0%クリーム、バンテリンコーワ 1.0%液 : 平成 7 年 12 月 6 日 バンテリンコーワ 1.0%スプレー : 平成 10 年 6 月 12 日 バンテリンコーワ「ミニパット」 : 平成 14 年 4 月 17 日
一般用効能・効果	軟膏剤、液剤、貼付剤 : 筋肉痛、腰痛、関節痛、腱鞘炎（手・手首の痛み）、肘の痛み（テニス肘など）、肩こりに伴う肩の痛み、打撲、捻挫 噴霧剤 : 筋肉痛、腰痛、関節痛、腱鞘炎（手・手首の痛み）、肘の痛み（テニス肘など）、打撲、捻挫
一般用用法・用量	軟膏剤 : 1 日 4 回を限度として適量を患部に塗擦する。 液剤 : 1 日 4 回を限度として適量を患部に塗布する。 噴霧剤 : 1 日 4 回を限度として適量を患部に噴霧し、塗布する。 貼付剤 : プラスチックフィルムをはがし、1 日 2 回を限度として患部に貼付する。

<p>一般用医薬品 市販後調査結果等</p>	<p>軟膏剤、液剤、噴霧剤の市販後調査（平成7年12月6日～平成10年12月5日） 副作用（軟膏剤、液剤、噴霧剤合計） （1）特別調査：1546例中17例（20件）（副作用発現率1.10%） そう痒3件、発赤2件、ヒリヒリ感10件、熱感5件 （2）一般調査：16例（35件） 発赤13件、そう痒12件、発疹5件、熱感3件、ヒリヒリ感1件、腫 脹1件  （参考） 貼付剤の市販後調査（平成14年4月17日～平成15年4月16日） 副作用 （1）特別調査：404例中4例（6件）（副作用発現率0.99%） かゆみ2件、発赤1件、かぶれ1件、湿疹1件、はれ1件 （2）一般調査：2例（3件） かゆみ1件、発赤1件、はれ1件</p>
<p>対 応 案</p>	<p>インドメタシン1%以下を含有する貼付剤を指定医薬品から解除する。 （インドメタシン1%以下を含有する液剤、軟膏剤及び噴霧剤については、平成 11年7月に指定医薬品から解除されている。）</p>

○ 薬局等における薬剤師等の不在率

(単位%、薬剤師等不在施設数/調査実施施設数)

(出典：厚生労働省医薬品一斉取締監視結果(平成9年度～平成13年度))

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
薬局	6.0 (535/8912)	4.6 (418/9176)	3.4 (364/10577)	2.6 (1.9) * (266/10108)	2.6 (1.8) * (271/10325)
一般販売業	18.7 (457/2444)	19.6 (576/2939)	22.8 (706/3093)	19.1 (14.6) * (929/4873)	22.6 (17.1) * (1144/5063)
卸売一般販売業	5.5 (76/1390)	3.6 (70/1937)	5.7 (88/1538)	9.7 (2.1) * (146/1499)	9.0 (1.9) * (126/1394)
薬種商販売業	4.4 (176/3966)	4.0 (147/3698)	6.4 (204/3205)	5.9 (4.2) * (197/3343)	6.6 (4.3) * (207/3154)

(注) \*の数字は、調査実施時に薬剤師等が不在であり、かつ、薬剤師等不在時に医薬品を販売する等、不在時の対応が不適切であった施設の割合を示す。